

第22期第8回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和4年10月31日 14時00分
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、田畑 明、加藤 元、水野 諭、久貴谷 英二、
田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、辻 裕樹、工藤 智司
(欠席委員氏名：成田 直彦、厂原 勝彦、齊藤 誠)

3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師

4 事務局氏名

荒井事務局長、駒形主事

5 付議事項

議案第1号 さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について
議案第2号 生き餌を使用するひらめ漁業に係る委員会指示について
議案第3号 漁業権切替小委員会規程の一部改正について
議案第4号 制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申)

6 報告事項

- (1) 漁業権切替方針及びその運用について
- (2) 漁場計画策定要領について
- (3) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- (4) 北海道沖合海域におけるとど採捕に係る委員会指示について

7 議事の顛末

荒井局長： ただ今より第22期第8回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。
開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： 挨拶 (略)

荒井局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。
檜山振興局水産課の中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師です。
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数 15 名中 12 名の出席で規定数を満たしているため、委員会は成立します。

荒井局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第 7 条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、水野委員と久貴谷委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号の「さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について」を上程します。

事務局から説明させます。

荒井局長： 議案第 1 号のさくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示についてご説明します。

資料 1 をご覧ください。

この委員会指示は、檜山管内沖合海域において、船舶を使用し釣り漁法により、サクラマスを採捕することについて、漁業法第 120 条の規定に基づき、採捕の制限を行うものであります。

さくらます船釣りライセンスは、資源の保護や秩序ある漁場利用を図るため、一定の期間、一定の海域において、サクラマスの船釣りを禁止する一方で、さくらます船釣りライセンスを取得した者の船舶のみ、これを行うことができるという制度で、平成 16 年から委員会指示を発動し、現在、胆振海区、石狩後志海区と当海区の 3 海区で実施されております。

1 ページは、檜山管内さくらます船釣りライセンス制実施協議会からの要請書であります。

ご覧のとおり、10 月 24 日に乙部町で開催された実施協議会において委員会指示の発動を要請することが決定され、発動の要請があったところであります。

3 ページの資料 1 - 2 は、協議会で決定しました令和 5 年の取り決め事項の内容となっております。

昨年との変更点を 4 ページの資料 1 - 3 の対照表で説明します。

1 の制限期間については年を更新しております。

2 の制限海域から 9 の添付書類までは、昨年と同じ内容になっております。

次に 5 ページの資料 1 - 4 をご覧ください。

5 ページから 9 ページまでが委員会指示の本文（案）となっており、アンダーラインの部分が変更箇所です。

昨年との変更点やライセンスの主な内容については、11 ページの資料 1 - 5 の新旧対照表で説明します。

上の委員会指示の指示番号と発動年月日を空欄としていますが、委員

荒井局長：会で了承いただけましたら、本日付けで発動したいと考えております。

1のさくらます船釣りライセンスの制限期間は、年を更新しております。

11ページから14ページにかけて、ライセンスの主な内容が記載されており、漁業者・遊漁者の共通の遵守事項として

- ・ ライセンス取得者以外は、制限海域でサクラマスの船釣りを行ってはいけないこと。
- ・ 船舶の区分に応じて、本委員会の承認を受けること。
- ・ ライセンスの取得船は、章旗を掲げること。
- ・ 釣果報告書を提出すること。

遊漁者のみの遵守事項として

- ・ 船釣りができる時間は、日の出から日没までとすること。
- ・ 同時に使用できる竿は1人1本とすること。
- ・ 釣って保持できるサクラマスは、1日1人10尾までとする。

ことなどが規定されております。

次に、15ページの資料1-6をご覧ください。

15ページから22ページまでは、事務取扱要領の本文と様式となっており、アンダーラインの部分が変更箇所です。

昨年との変更点は23ページの資料1-7の新旧対照表で説明します。

上から委員会指示の発動年月日と指示番号、下から4行目は、申請書の提出期限となっており、申請書の提出期限は、昨年と同じく、1月から開始する者は、令和4年12月1日から令和4年12月18日までとし、2月以降に開始する者は、開始する2週間前までに提出することとしております。

24ページ下の別図に記載の章旗の形状及び色についてですが、22ページの別図のとおり、章旗の色や文字の色を変更しております。

これ以外は昨年と同じ内容となっております。

本年も檜山管内さくらます船釣りライセンス制実施協議会からの要請を踏まえて委員会指示を発動したいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが議案第1号の説明を終わらせていただきます。

工藤会長：事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同：ありません。

工藤会長：議案第1号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同：異議ありません。

工藤会長：それでは、そのように決定します。

工藤会長： 次に、議案第2号の生き餌を使用するひらめ漁業に係る委員会指示についてを上程します。

事務局から説明させます。

荒井局長： 議案第2号の生き餌を使用するひらめ漁業に係る委員会指示について、ご説明します。

資料2をご覧ください。

この委員会指示は、ヒラメを目的とした生き餌を使用するはえなわ漁業や一本釣漁業の漁獲圧力が高いことから、ヒラメの資源保護のため、禁止期間や操業区域の制限を定めて規制することを目的に、昭和47年から毎年発動している委員会指示であります。

1ページは10月24日付けで、ひやま漁業協同組合から当委員会あてにありました令和5年の委員会指示の発動の要請書であります。

2ページの資料2-1をご覧ください。

委員会指示の本文（案）となっており、アンダーラインの部分に変更箇所です。

昨年との変更点は3ページの資料2-2の新旧対照表で説明します。

上の委員会指示の指示番号と発動年月日は空欄となっておりますが、委員会です承いただけましたら本日付けで発動したいと考えております。

その下の5の指示期間は、年を更新しております。

委員会指示の主な内容は、

- ・ 指示海域において、7月16日から12月31日までの間は操業してはならないこと、
- ・ 1月1日から7月15日までの間は、水深20メートル以浅の海域は操業禁止、
- ・ 定置や底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から200メートル以上離れて操業すること、
- ・ 漁具敷設中は漁具標識を明確にするとともに、船名を記入した名札を付けなければならないことが規定されております。

本年も、ひやま漁業協同組合からの要請を踏まえて、委員会指示を発動したいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが議案第2号の説明を終わらせていただきます。

工藤会長： 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第2号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、議案第3号の漁業権切替小委員会規程の一部改正についてを上程します。

関連がありますので、先に報告事項（1）と（2）の報告をしてから議案の審議に入ります。

事務局から説明させます。

荒井局長： 最初に報告事項（1）の漁業権切替方針及びその運用について、ご説明します。

資料5をご覧ください。

この資料は、8月17日に開催された北海道連合海区漁業調整委員会で示された資料でございます。

道では、6から7月にかけて各地区において漁業権切替方針素案の説明を行い、当管内でも委員の皆様にもご出席いただき7月25日に説明会が開催されました。

その後、説明会で出された素案に対する全道の意見などを集約・検討し、令和4年8月10日付けで漁業権切替方針とその運用が正式に決定されたところでございます。

資料の1ページから3ページまでは漁業切替方針の概要です。

1ページの上段に基本的な考え方が記載されております。

「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立」をめざし、北海道水産業・漁村振興条例の基本理念である「水産資源の適切な管理及び秩序ある利用」、「栽培漁業の推進」及び「安定的な漁業経営の育成」という観点により、漁業権の見直しを行うこととしております。

次に、海面における漁業権の切替について、（1）の共通事項ですが、水産資源の適切な管理や増養殖漁業の推進などによる水産資源の持続的な利用に努め、海面の総合的な利用による漁業生産力の発展を図ることとしております。

当委員会の役割としては、一番下の③にありますが、「海区漁業調整委員会との意見交換など緊密な連絡を保ちつつ検討を加え、海区漁場計画を策定する。」こととされております。

資料をめくっていただき、2ページと3ページには、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権ごとに方針の概要が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、3ページ下段をご覧ください。

漁業権切替に係る今後のスケジュールが記載されております。

中ほどに記載してある「海区漁場計画の検討」の時期は、共同と区画漁業権は10月から、定置漁業権は12月からスタートする予定となっており、当海区では、11月に共同・区画の漁場計画草案の審議を行いたいと考えております。

5ページをご覧ください。

5ページには切替方針の素案からの変更箇所、6ページには切替方針の運用の素案からの変更箇所が対照表形式で記載されております。

荒井局長：方針と運用の内容は、漁業権切替方針素案説明会の時と基本的な考え方に変更はなく定置漁業に関する記述の文言整理のみの変更となっております。

資料の7ページから17ページまでが漁業権切替方針、19ページから27ページまでが漁業権切替方針の運用の本文となっております。

詳細につきましては、後ほどお目通し願います。

続きまして、報告事項(2)の「漁場計画策定要領」について説明いたします。

資料6をご覧ください。

水産林務部長から令和4年9月2日付けで漁場計画策定要領の通知があり、漁場計画作成の手続きなどが改正されております。

資料は、3ページから10ページまでが改正後の漁場計画策定要領の全文、11ページからが新旧対象表となっております。

変更のポイント等について、新旧対象表により説明いたします。

11ページをご覧ください。

第1の趣旨です。

海区漁場計画の策定については、この要領によるものとするとしております。

第2の漁場計画策定の一般原則ですが、従来は、漁場計画は切替方針に従い水産林務部長と海区委員会が協議の上策定することとしておりました。

今回の切替では、改正法により、漁場計画は国の技術的助言及び切替方針に従い、海区委員会との意見交換など緊密な連絡のもと検討を加えて策定するものとされております。

12ページをご覧ください。

第3の漁業権切替小委員会の設置についてです。

1の小委員会の設置の目的ですが、従前は、「漁業権切替事務を円滑に進めるため」でしたが、今回の切替では「漁場の利用に関する関係漁業者等の意見を十分に反映させるため」と変わっております。

2の小委員会の業務内容ですが、(1)の漁業権切替に必要な漁業者等の意見集約等から(6)のその他漁業権切替に関する調査への協力等まで、新旧対象表のとおり見直されております。

従前は、漁場計画の草案と素案の作成、漁港管理者や海上保安部等の関係機関との協議などについては小委員会の業務とされておりましたが、今後は、道が行うことになったことから、小委員会の業務が「助言」とか「協力」という表現に変わっております。

なお、隣接海区との協議については、引き続き海区が行うことになっております。

13ページをご覧ください。

第4の漁場計画案の作成についてです。

1の策定の手続には、漁場計画の策定までの流れが記載されております。

従来、漁場計画は、草案、素案、委員会最終案、原案の4段階に分け

荒井局長：て検討し樹立しておりましたが、法改正により、利害関係者の意見聴取のプロセスが加わったことから今回の切替では、草案、素案、振興局最終案、原案、案の5段階に分けて検討し、樹立することになります。

草案、素案、振興局最終案は振興局が海区委員会との意見交換など緊密な連絡のもと検討を加え作成し、水産林務部長に提出します。

原案は、振興局最終案を検討して、知事が作成し、その後、利害関係者の意見聴取等の手続きを経て案が策定されるという流れになります。

13ページの2以降には、漁場計画の策定に当たっての留意点などが、各案の段階ごとに記載されておりますので後ほどお目通し願います。

以上が漁場計画策定要領の内容でございます。

続きまして、議案第3号の漁業権切替小委員会規程の一部改正について説明いたします。

資料3をご覧ください。

檜山海区の漁業権切替小委員会は、7月25日開催の第7回檜山海区漁業調整委員会でご審議いただき、小委員会規程を制定し小委員会の委員を選出していただきましたが、その後に先ほど説明しました新たな漁場計画策定要領が示されたことから小委員会規程の改正が必要になったものであります。

変更点などについて3ページの新旧対象表で説明します。

3ページをご覧ください。

第1条の目的については、漁場計画策定要領に合わせ「漁場の利用に関する関係漁業者等の意見等を十分に反映させるため」と、第2条の業務内容についても同様に漁場計画策定要領に合わせた改正となっております。

第5条の会議については、第2条の改正に伴い隣接海区との協議以外の協議は振興局で行うことになったことから一部文言を整理しております。

最初のページに戻っていただき、1ページは小委員会規程の改正案の全文、2ページは小委員会の委員名簿となっております。

今回は、新たな漁場計画策定要領に沿って小委員会規程の内容を改正したく、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上、簡単ですが議案第3号の説明を終わらせていただきます。

工藤会長：事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同：ありません。

工藤会長：議案第3号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同：異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、議案第4号の制限措置の内容及び申請すべき期間等についてを上程します。

振興局から説明をお願いします。

板谷係長： 議案第4号の制限措置の内容及び申請すべき期間についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

令和2年12月に漁業法が改正され、知事許可漁業は、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定め、この制限措置とともに申請すべき期間などを公示した上で許可をすることになっており、この「制限措置」、「申請期間」、「許可の基準」を定める時には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聞くこととされておりまして、今後、新たに更新を迎える漁業許可に係る制限措置等の案について、この度、意見を聞くものであります。

諮問は、振興局処分の許可が2つありまして、対象の漁業は、檜山振興局沖合海域における「やりいか漁業」と「火光を利用する敷き網漁業」の許可となっております。

諮問内容(1)の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、実際に公示する内容の案がやりいか漁業が2ページの資料1-1、火光を利用する敷き網漁業が3ページの資料1-2となっております、資料左の欄から、(1)漁業種類、(2)操業区域、(3)漁業時期、

(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等又は漁業者の数、(5)船舶の総トン数、(6)漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可を申請すべき期間について定め、この制限措置等の範囲内で漁業許可を行うことになっております。

次に、諮問内容(2)の許可又は起業の認可の基準についてについてですが、4ページの資料2をご覧ください。

許可等の基準は、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して許可する者をどのように決めていくかの基準となるもので、この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない旨漁業法や調整規則に規定されております。

この許可の基準は、当該知事許可漁業の状況を勘案して定められる規定になっておりますので漁業ごとに設定できますが、現在のところすべての漁業で共通した内容としております。

優先順位も許可証受有者が第1位～4位までと優先される内容となっており、新規申請者は第5位で申請者の漁業経験、住所要件を勘案した

板谷係長：配点方式により許可者を決定し、公示隻数を超える場合はくじ引きで許可する者を決定するといったものです。

この許可等の基準も、制限措置と同様に公平な基準でなければならず、道としては、北海道の漁業には、既存漁業者（許可受有者）の安定的・継続的な経営が最も重要と考えていることから、許可の基準では、まず、第一に許可受有者を優先的に許可した上で、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可する考えであります。

それぞれの「漁業の許可に関する制限措置等の取扱い」については、やりいか漁業が5ページの参考資料1、火光を利用する敷き網漁業が13ページの参考資料2として添付しておりますので後ほどお目通し願います。

以上、簡単ですが議案第4号の説明を終わらせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長： 振興局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 諮問の内容について異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。
次に、報告事項（3）の定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について振興局から説明をお願いします。

板谷係長： 報告事項（3）の定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告についてご説明します。

資料7をご覧ください。

令和4年8月24日付け漁管第1282号により、北海道知事から定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告がありました。

これは、漁業法第90条第1項の規定により、知事が漁業権者から資源管理の状況等の報告を受け、同条第2項の規定により、当委員会に報告があったものであります。

- 1 報告の対象となる漁業権の件数は29件であり、
- 2 報告の内容は、2ページ以降の別紙となります。
2ページをご覧ください。

板谷係長： 漁業権ごとに報告の内容を記載しております。

報告の内容は、漁業法施行規則第28条第2項各号に定められた漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組の実施状況、操業日数や漁獲量その他漁場の活用の状況、その他の必要な事項について、知事が必要と判断した内容について、意見を付して報告されるものです。

漁業権の種類は、定置漁業権、免許番号は記載のとおり。

報告の対象となる期間は、令和3年漁期となっております。

資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業者から報告を受けた内容などから、確認した結果が記載されております。

報告の対象件数29件のうち27件は、いずれも適切に資源管理に取り組みられていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。

なお、2件は合理的な理由がなく休業しており、適切かつ有効に漁場が活用されているとは認められませんが、その休業は漁業者の責によるものと認められないと判断されております。

以上、簡単ですが知事からの報告についての説明を終わらせていただきます。

工藤会長： 振興局の説明が終わりました。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 次に、報告事項（4）の北海道沖合海域におけるとど採捕に係る委員会指示について事務局から説明させます。

荒井局長： 報告事項（4）の北海道沖合海域におけるトド採捕に係る委員会指示が本年も発動されましたので報告いたします。

資料8をご覧ください。

資料は、1ページから2ページまでがトド採捕に係る委員会指示、3ページから12ページまでがトド採捕の承認事務取扱要領となっており、8月17日に開催された北海道連合海区漁業調整委員会において決定されました。

委員会指示の内容は、北海道沖合海域でとどを採捕しようとする者は、北海道連合海区漁業調整委員会の承認を受けなければならないこととし、採捕期間は、令和4年9月1日から令和5年6月30日まで、承認数の最高限度は昨年と同じ111件、採捕数の最高限度は、前年より38頭増の591頭となっております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

工藤会長： 事務局の説明が終わりました。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 以上で、本日の委員会の議事は終了です。
ご意見などがなければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは、本日の委員会はこれを持ちまして終了します。